

青森県報

第三千六百六十二号

平成二十五年
三月六日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条
例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額
を定める規則の一部を改正する規則……………

(労政・能力
開発課) …… 一

告 示

生活保護法による医療機関の指定……………
生活保護法による施術者の指定……………
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立
の支援に関する法律による医療機関の指定……………
特定行為業務の登録……………
保安林の指定予定……………
保安林の指定施業要件の変更……………
都市計画事業計画の変更認可……………

(健康福祉
政策課) …… 一
(同) …… 二
(障害福祉課) …… 二
(林政課) …… 二
(同) …… 三
(都市計画課) …… 三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告……………
右 同……………
大規模小売店舗の新設に関する届出……………

(県民生活
文化課) …… 四
(同) …… 四
(商工政策課) …… 四

正 誤

規 則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に
係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

平成二十五年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試
験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に
係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則(平成十二年三月青森県規則第一百一
号)の一部を次のように改正する。

第一項の表中、「木工機械整備」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

平成二十五年一月十八日定例公告中…………… (創造産業課) …… 六

平成二十四年十一月三十日号外第六十二号選挙管理委員会

(選挙管理
事務局) …… 六

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年三月六日

青森県知事 三村 申吾

株式会社ライフアリアー	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
	訪問看護ステーション				
元一三三の一	弘前市大字駒越字村	元一三三の一	弘前市大字駒越字村	平成二四・二・五	

青森県告示第百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年三月六日

青森県知事 三村 申吾

氏名	住 所	指定年月日
山邊 克彦	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二五九	平成二五・一・三〇

青森県告示第百五十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年三月六日

青森県知事 三村 申吾

株式会社ライフアリアー	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
	訪問看護ステーション				
元一三三の一	弘前市大字駒越字村	元一三三の一	弘前市大字駒越字村	平成二四・二・五	

青森県告示第百五十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十五年三月六日

青森県知事 三村 申吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住 所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇〇〇〇〇〇〇〇一九	平成二五・三・一	青森看護協会 青森家政婦人 青森看護協会	青森市古川一五の七丁目	青森看護協会 青森家政婦人 青森看護協会	青森市古川一五の七丁目	平成二五・三・一	

青森県告示第百六十号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年三月六日

青森県知事 三村 申吾

保安林予定森林の所在場所

五所川原市十三通行道一〇七の一（次の図に示す部分に限る。）一〇七の二
保安林指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十五年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢一〇〇の一・字平館根岸小川一三三三の一・字平館野田鳴川二七一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）・字平館根岸小川一三四、字平館門の沢一九九の一、二〇八、二二〇、字平館石浜尻高川三二の一、三二二の二、三二四、字蟹田小国東小国山一五七から一六〇まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び外ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画道路事業の事業計画の変更を平成二十五年二月二十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

弘前市

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画道路事業（三・四・五号上白銀町新寺町線）

三 事業施行期間

平成十五年九月二十六日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

公

告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十五年二月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森ねぶた祭り大好きな人

三 代表者の氏名

象潟 絵夢

四 主たる事務所の所在地

青森市勝田二丁目一の二二ビブレ・レジデンス二二

五 定款に記載された目的

この法人は、青森市を基盤として青森ねぶた祭り本来の伝統を継承し、青森市民及び他県民が正装浴衣でもっと簡単に跳入参加できる体制を整える事を青森ねぶた祭りに係わる人々へ提唱し、官・民・市民一体による「にぎわい」と「おもてなし」を創意する事で、青森市に「にぎわい」と人と人とのふれあいの「コミュニケーションステージ」を演出し、広く青森ねぶた祭り本来の伝統の保存と青森ねぶた祭りを通して青森市の活性化を図ることを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十五年二月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人結

三 代表者の氏名

山本 由紀子

四 主たる事務所の所在地

平川市原田村元一〇四

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、福祉サービスに関する事業を行い、障がいを持つ人たちが、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

~~~~~  
大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）二トリ青森店

青森市大字石江字三好一一五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社二トリ

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二の三九

代表取締役 似鳥昭雄

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社二トリ

北海道札幌市北区新琴似七条二丁目二の三九
代表取締役 似鳥昭雄

四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十五年十月十九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六、七八九平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一四五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

四〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

四八平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三三・六立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十五年二月十八日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十五年三月六日から同年七月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年七月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

正 誤

発行年月日 平成25年3月6日 第三六四二号	区 分 公 告	発行番号	発行年月日
三	二	二	区 分
上	下	上	ペー ジ
三	四	六	段
七条の二第一項第一号(昭和二十二年政令第十六号) 第六十	七条の二第一項第一号(昭和二十二年政令第十六号) 第六十	七条の二第一項第一号(昭和二十二年政令第十六号) 第六十	行
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十條第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十條第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十條第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。	誤
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十條第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十條第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十條第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。	正

選挙管理委員会事務局

発行年月日 平成25年3月6日 号外第六二二号	区 分 選挙管理 委員会告 示	発行番号	発行年月日
第六九号	六	全	区 分
六	九	中	番 号
六	九	中	ペー ジ
六	九	中	段
六	九	中	行
東通 風の会	誤	東通 風の会	誤
平成24年7月10日 353,616 294,016 59,600 200,400	正	平成24年7月10日 353,668 294,016 59,652 200,400	正
59,600 59,600	59,600 59,600	59,600 59,600	52

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭